

半田市指定管理者の指定の手續等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者選定委員会)

第2条 公の施設の指定管理者の候補者選定等に係る審査を公平かつ適正に実施するため、半田市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理者の候補者選定の審査に関すること。
- (2) 指定管理者の指定の取消し又は指定管理者の行う業務の停止に係る審査に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 有識者のうちから市長が委嘱した者
- (2) 副市長、企画部長、総務部長及び指定管理者の候補者の選定に係る公の施設を所管する部長。ただし、複数の部にまたがる複合施設を統一的に管理する施設の指定管理者候補者を選定する場合は、全ての関係部長を委員とする。

2 前項第1号に規定する委員の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 前項の会議については、委員長が議長となる。
- 3 会議は、招集した委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決すると

ころによる。

5 会議には、指定管理者の候補者の選定等を行おうとする施設を所管する課等（以下「関係各課等」という。）の職員が出席し、必要に応じ、説明又は意見を述べるものとする。

（会議開催の手続）

第7条 関係各課等の長は、公募により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、指定管理者候補選定審査申出書（公募）（様式第1）を委員会に提出しなければならない。

2 関係各課等の長は、公募によらず指定管者の候補者を選定しようとするときは、あらかじめ候補者選定に係る事前審査を行った上で、指定管理者候補選定審査申出書（非公募）（様式第2）を委員会に提出しなければならない。

3 関係各課等の長は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理者の行う業務の停止をしようとするときは、指定管理者の指定取消・業務停止審査申出書（様式第3）を委員会に提出しなければならない。

（審査結果の通知等）

第8条 委員会は、第3条第1号に規定する事項を審査決定したときは、遅滞なく指定管理者候補選定審査結果報告書（様式第4）により市長に報告し、かつ、指定管理者候補選定審査結果通知書（様式第5）により審査に参加した団体に通知するものとする。

2 委員会は、第3条第2号に規定する事項を審査決定したときは、次に定める様式により遅滞なく市長に報告するものとする。

(1) 指定管理者の指定取消審査結果報告書（様式第6）

(2) 指定管理者の業務停止審査結果報告書（様式第7）

3 市長は、前項の報告書を受けたときは、次に定める様式により遅滞なく関係する団体へ通知するものとする。

(1) 指定管理者の指定取消通知書（様式第8）

(2) 指定管理者の業務停止通知書（様式第9）

（指定の告示等）

第9条 指定管理者の指定の告示は、半田市公告式条例（昭和25年半田市条例第23号）第2条第2項に規定する掲示場に次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

(1) 管理させる公の施設の名称

(2) 指定管理者の名称及び所在地

(3) 指定の期間

2 指定管理者を指定したときは、市長は指定管理者指定通知書（様式第10）により遅滞なく指定管理者へ通知するものとする。

（教育委員会所管の公の施設への適用）

第10条 この要綱を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第8条及び第9条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、様式第4及び様式第6から様式第10までの規定中「半田市長」とあるのは「半田市教育委員会」とする。

（庶務）

第11条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月26日から施行する。

様式第1（第7条関係）

年 月 日

半田市指定管理者選定委員会委員長 殿

（申出者）

指定管理者候補選定審査申出書（公募）

下記の施設に係る指定管理者の候補者として、下記に記載の者より申請がありましたので、委員会において審査くださいますよう申し出ます。

1. 施設名

2. 施設の概要

3. 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4. 申請者

様式第2（第7条関係）

年 月 日

半田市指定管理者選定委員会委員長 殿

（申出者）

指定管理者候補選定審査申出書（非公募）

下記の施設に係る指定管理者の候補者として、事前審査の結果、下記の者を推薦しますので、委員会において審査くださいますよう申し出ます。

1. 施設名

2. 施設の概要

3. 指定までの日程 指定管理者の指定

年 月市議会提出

4. 指定の期間

年 月 日から

年 月 日まで

候補者名	
選定理由	

様式第3（第7条関係）

年 月 日

半田市指定管理者選定委員会委員長 殿

（申出者）

指定管理者の指定取消・業務停止審査申出書

下記の施設の指定管理者に係る（指定取消・業務停止）審査について、委員会において審査くださいますよう申し出ます。

1. 施設名

2. 指定管理者名

3. 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

4. 申出の経緯・理由

経緯 理由	
----------	--

年 月 日

半田市長

殿

半田市指定管理者選定委員会

委員長

指定管理者候補選定審査結果報告書

下記施設に係る指定管理者として申請のあった団体の中から、記載の者をその候補者として選定したので報告します。

なお、この通知以後、第1候補者が理由の如何に関わらず、指定管理者の業務の執行前に指定管理者として適当でないと認められるとき又は業務の執行後においてその継続が不可能と判断されたときは、第2候補者を繰り上げるものとします。

施設名	
第1候補	
第2候補	

年 月 日

様

半田市指定管理者選定委員会
委員長

指定管理者候補選定審査結果通知書

年 月 日に開催いたしました<施設名>の指定管理者選定委員会の結果、貴社は となりましたので、通知します。

なお、採点結果につきましては、後日ホームページ上で公表致します。

※結果により、「指定管理者候補」「次点（第2候補）」「落選」を記入する。

年 月 日

半田市長

殿

半田市指定管理者選定委員会

委員長

指定管理者の指定取消審査結果報告書

記載の者は、指定管理者として適当でないと認められるため、その指定を取り消すことに決定したので報告します。

指定管理者の指定を 取り消す者	
指定管理者の指定を 取り消す日	
該当する施設名	
指定管理者の指定を 取り消す事由	

年 月 日

半田市長

殿

半田市指定管理者選定委員会

委員長

指定管理者の業務停止審査結果報告書

記載の者が遂行している指定管理者としての業務に関し、その停止を決定したので報告
します。

指定管理者の指定を 受けている者	
該当する施設名	
停止を命ずる業務	
停止を命ずる期間	
停止を命ずる事由	

年 月 日

様

半田市長

指定管理者の指定取消通知書

貴団体は、指定管理者として適当でないと認められるため、その指定を取り消すものとします。

指定管理者の指定を 取り消す日	
該当する施設名	
指定管理者の指定を 取り消す事由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

半田市長

指定管理者の業務停止通知書

貴団体が遂行している指定管理者としての業務に関し、その停止を命じます。

該当する施設名	
停止を命ずる業務	
停止を命ずる期間	
停止を命ずる事由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

半田市長

指定管理者指定通知書

貴団体を下記施設の指定管理者とすることに決定したので通知します。

施設名	
指定の期間	